



給与所得者の年末調整について

12月は源泉所得税の年末調整の月です。年末調整は年税額の精算を行うものであり、多くの給与所得者にとって、確定申告に代わる役目を果たす重要な手続きです。

年末調整を行うには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。令和2年分から適用される主な改正事項は次のとおりです。

- ・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の改正
- ・給与所得控除の改正 ・基礎控除の改正 ・所得金額調整控除の創設
- ・各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得要件の改正

令和2年分の年末調整説明会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

☎ 八代税務署 ☎0965-32-3141(自動音声案内)



危険物取扱者試験案内

令和2年度第3回危険物取扱者試験が実施されます。詳しくは、試験案内をご覧ください。

試験種類	試験日	願書受付期間	試験地
甲・乙・丙種	令和3年2月14日(日)	書面申請 12月18日(金)～25日(金) 電子申請 12月15日(火)～22日(火)	熊本市

◆願書などの配置場所

11月19日(木)以降、消防試験研究センター熊本県支部、熊本市消防局、県内の消防本部および熊本県総務部市町村・税務局消防保安課に配置します。

☎ (一財)消防試験研究センター熊本県支部(熊本県教育会館4階) ☎096-364-5005



沿岸犯罪防止にご協力をお願いします

八代警察署沿岸警備協力会では、10月2日(金)に八代海沿岸部一帯で密航、密輸など、各種沿岸犯罪の防止や水難事故防止に向けた広報啓発を目的とした沿岸パトロールを実施しました。

当日は八代海上保安署からの参加もあり、漁船、釣り人などに不審船や不審者の目撃時の通報などを呼びかけました。沿岸犯罪防止にご協力をお願いします。



毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です

全国の児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、重大な事件が後を絶ちません。児童虐待は、早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

児童虐待とは？

- ・身体的虐待(殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶるなど)
- ・性的虐待(子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど)
- ・ネグレクト(家に閉じ込める、食事を与えない、自動車内に放置するなど)
- ・心理的虐待(脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子どもの前で家族に暴力をふるうなど)

虐待が疑われるときは☎189へ!

- ・虐待を受けたと思われる子どもがいたら(泣き声、あざがみられるなど)
- ・ご自身が出産や子育てに悩んだら ・子育てに悩む親がいたら

そのようなときは、最寄りの児童相談所へご相談ください。 ☎189(いちばやく)

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎0965-52-5852



「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします

新型コロナウイルスの影響により変更になることがありますので、お問い合わせください。



消費生活無料相談会

専門家による消費生活に関する無料相談会を開催しています。事前の予約が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

(八代市消費生活センター員による出張相談会)

◆日 時 11月11日(水) 10時～17時

◆場 所 氷川町役場 1階相談室

(無料弁護士相談会)

◆日 時 11月20日(金) 13時30分～16時 ◆場 所 宮原福祉センター

☎ 総務課 生活安全係 ☎0965-52-7111



狂犬病予防注射を行いましょう

狂犬病は、人を含むすべての哺乳類に感染し、発症すると高い確率で命を落としてしまう、恐ろしい病気です。狂犬病から身を守るために、生後91日以上の子犬の狂犬病予防注射を年1回行うことが義務付けられています。飼い犬の狂犬病予防注射がまだの人は、動物病院で注射を行ってください。また、次に該当する場合は連絡をお願いします。

- ・飼い犬が亡くなったとき
- ・飼い主が変更になったとき
- ・飼い主の住所が変更になったとき

☎ 町民課 戸籍環境係 ☎0965-52-5851



新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んだ飲食店等へステッカーを配布します

町では、熊本県が作成したチェックリストや業種別ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んだ飲食店などに対して、「感染防止取組宣言ステッカー」を配布します。

店舗の入口や店内に目印として掲示することで、お客様が安心して飲食店などを利用できるよう、感染症に強い店舗づくりを応援します。ステッカーの配布には、感染対策に対する取り組みの確認が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 地域振興課 地域振興係 ☎0965-62-2315



タクシー料金一部助成事業

町内にお住まいの人で、移動手段がない高齢の人や、運転に支障のある障がいをお持ちの人にタクシーの乗車料金の一部助成を行っています。代理人による手続きも可能ですので、詳しくはお問い合わせください。

◆対象者 (町税などの滞納がない人で次のいずれかに該当する人)

- ・身体障害者手帳第1種の交付を受けている人
- ・療育手帳A1またはA2の交付を受けている人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ・運転免許を持たない75歳以上のみで構成され、前年度の市町村民税が非課税世帯の人

※年齢と世帯員の構成については、令和2年4月1日時点の状況

◆助成額 年12,000円(500円券を24枚)

◆必要書類 ・申請書 ・印鑑 ・該当する障害者手帳の写し

・非課税世帯であることが確認できる書類 ※町で確認できない人のみ

◆申請先 福祉課 福祉係または宮原振興局 地域振興課 総合窓口係

☎ 福祉課 福祉係 ☎0965-52-5852

